

## 広島県空き家対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 適切な管理が行われていない空き家等（建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町及び関係団体による密接な連携のもと、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用の促進を図るため、広島県空き家対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (活動)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 空き家等に係る対策の検討に関すること。
- 二 空き家所有者からの相談事務の実施に関すること。
- 三 その他本会の目的を達成するために必要とされること。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係団体及び地方公共団体の委員で構成する。

- 2 協議会内に、前条の活動を実施するにあたり、専門的かつ具体的に協議・検討するために、部会を設置することができる。

### (事務局等)

第4条 協議会には、事務局、会計を置く。

- 2 事務局は、広島県土木建築局住宅課に置く。
- 3 会計は、必要に応じて設置する。

### (役員等)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名、監事1名、部会に応じて部会長1名の役員を置く。

- 2 会長は、広島県土木建築局都市建築技術審議官とする。
- 3 副会長、監事、部会長は、委員の互選とする。

### (協議会等)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 議長は、会長が務める。ただし、必要に応じて会長が指名することができる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席によって成立し、協議会の議事は、出席委員の過半数によって決する。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要に応じて、協議会の構成員以外の行政機関、関係団体等の出席を求めることができる。
- 6 部会は、部会長が必要に応じて召集する。

7 部会長は、必要に応じて、部会の構成員以外の行政機関、関係団体等の出席を求めることができる。

(会計)

第7条 協議会の運営に必要な経費は、補助金、交付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

3 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、協議会に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。ただし、読点に係る改正は令和5年5月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

区分	団体名
関係団体	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会広島県本部
地方公共団体	広島県
	広島市
	呉市
	竹原市
	三原市
	尾道市
	福山市
	府中市
	三次市
	庄原市
	大竹市
	東広島市
	廿日市市
	安芸高田市
	江田島市
	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	安芸太田町
	北広島町
	大崎上島町
世羅町	
神石高原町	